

大仙市条例第36号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和元年9月27日公布

(大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大仙市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年大仙市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第24条第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第26条第1項及び第30条第7項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(大仙市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 大仙市職員等の旅費に関する条例(平成17年大仙市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「(第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第15条第1項第3号中「同号」を「第1号」に改める。

別表備考中「(平成17年大仙市訓令第45号)」を削る。

(大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成17年大仙市条例第336号)の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)附則第1条第2号に定める日(令和元年12月14日)から施行する。